水戸市告示第232号

　水戸市創業期支援補助金交付要項を次のように定める。

　　　平成30年12月３日

改正　令和５年４月21日水戸市告示第164号

水戸市長　　高　橋　　　靖

水戸市創業期支援補助金交付要項

　（趣旨）

第１条　この要項は，本市の商業の振興及び活性化を図るため，創業期（創業から５年を経過するまでの期間をいう。以下同じ。）にある創業者に対し，予算の範囲内において，創業期支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて，水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要項において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業　別表に定める業種以外の業種に係る事業（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第４条第５項に規定する連鎖化事業に加盟する者が実施する事業を除く。以下「対象事業」という。）を新たに開始することをいう。

　(2) 創業者　創業をした個人（創業により会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に規定する会社（以下「会社」という。）を設立した個人を除く。）又は法人（創業により設立された会社を含む。以下同じ。）をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号に掲げる要件の全てを満たす創業者とする。

　(1) 市内に店舗，事務所等（法人にあっては，本店）を有すること。

(2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第２条第29項第１号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けていること。

(3) 前年度までに受けた補助金の交付の決定の回数が２回以下であること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員，暴力団の維持運営に協力若しくは関与をする者，暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 法人にあっては，その代表者及び役員が暴力団の構成員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と社会的に避難されるべき関係を有する者でないこと。

２　前項の規定にかかわらず，創業期後に第６条の規定による申請をした者及び当該年度に既に補助金の交付（前年度に交付の決定がなされた補助金の交付を除く。）を受けた者には，補助金を交付しない。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，対象事業の用に供する市内の店舗，事務所等に係る次の各号に掲げる活動に要する経費のうち市長が適当と認めるものとする。

(1) ホームページ等の作成

(2) 新聞等への広告の掲載等

(3) 展示会等への参加，開催等

(4) 販売促進品等の作成等

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める活動

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は，補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた額）とし，100,000円（次の各号に掲げる場合にあっては，それぞれ当該各号に定める額）を限度とする。

　(1) 次条の規定による申請をした日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度までに補助金の交付の決定を１回受けている場合　50,000円

(2) 申請年度の前年度までに補助金の交付の決定を２回受けている場合　25,000円

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は，創業期支援補助金交付申請書(様式第１号)に関係書類を添えて，市長に提出しなければならない。

　（交付の決定）

第７条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，補助金の交付を決定したときは，創業期支援補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請をした者に通知するものとする。

　（変更の申請等）

第８条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「被支援事業者」という。)は，次の各号のいずれかに該当するときは，創業期支援補助金変更等承認申請書（様式第３号）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

(1) 第６条の規定により申請した事項の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助対象経費の変更（20パーセントを超えない範囲の変更を除く。）をしようとするとき。

(3) 前条の規定により交付の決定を受けた補助金に係る第４条に規定する活動（以下「交付決定を受けた活動」という。）の中止又は廃止をしようとするとき。

　（実績報告）

第９条　被支援事業者は，申請年度における交付決定を受けた活動が完了したときは，当該完了した日から30日を経過する日又は当該申請年度の末日のいずれか早い日までに創業期支援補助金実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（補助金の額の確定）

第10条　市長は，前条の規定による報告を受けたときは，実績報告書等の審査により，その報告に係る交付決定を受けた活動の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し，適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，創業期支援補助金額確定通知書（様式第５号）により当該報告をした被支援事業者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第11条　前条の規定による通知を受けた被支援事業者は，補助金の交付を受けようとするときは，創業期支援補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

　（交付決定の取消し）

第12条　市長は，被支援事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

２　被支援事業者は，前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において，当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは，市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

　（帳簿の備付け）

第13条　被支援事業者は，交付決定を受けた活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し，交付決定を受けた活動が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

　（補則）

第14条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この要項は，公布の日から施行し，平成30年４月１日から適用する。

付　則（令和５年４月　日告示第　号）

　（施行期日）

１　この要項は，公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　この要項の施行の日前に作成した各様式の用紙は，同日以後においても，当分の間，所要の補正を行い，使用することができる。

別表（第４条関係）

１　日本標準産業分類において次の各号に掲げる産業に分類されるもの。ただし，主として管理事務を行う本社等に分類されるものを除く。

(1) 大分類Ａ―農業，林業（中分類01―農業のうち植物工場に関するものを除く。）

(2) 大分類Ｂ―漁業

(3) 大分類Ｃ―鉱業，採石業，砂利採取業

(4) 大分類Ｆ―電気・ガス・熱供給・水道業

(5) 大分類Ｈ―運輸業，郵便業

(6) 大分類Ｊ―金融業，保険業のうち中分類64―貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関

(7) 大分類Ｋ―不動産業，物品賃貸業のうち中分類69―不動産賃貸業・管理業(小分類693駐車場業に限る。)

(8) 大分類Ｎ―生活関連サービス業，娯楽業のうち中分類79―その他の生活関連サービス業(小分類795火葬・墓地管理業に限る。）

(9) 大分類Ｑ―複合サービス事業のうち中分類86―郵便局

(10)大分類Ｒ―サービス業(他に分類されないもの)のうち中分類88―廃棄物処理業，中分類93―政治・経済・文化団体(小分類934政治団体に限る)，中分類94―宗教，中分類95―その他のサービス業(小分類952と畜場に限る。)及び中分類96―外国公務

(11)大分類Ｓ―公務

２　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する業種

様式第１号(第６条関係)

年　　月　　日

　　水戸市長　様

所在地又は住所

商号又は名称

　　　　　　代表者氏名又は氏名

電話番号

創業期支援補助金交付申請書

創業期支援補助金の交付を受けたいので，水戸市創業期支援補助金交付要項第６条の規定により，関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　計画　　　　計画書（別紙１）のとおり

２　補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　円

４　着手日　　　　　　　年　　 月　　 日

　５　完了予定日　　　　　年　　 月　　 日

６　添付書類

(1) 創業した日が確認できる書類

(2) 見積書等

(3) 住民票の写し又は法人用登記事項全部証明書

(4) 認定特定創業支援等事業の支援状況報告書（別紙２）

(5) 市税の完納証明書若しくは非課税証明書又は納付状況調査確認同意書（別紙３）

(6) 定款及び直近の決算書（個人事業主であり，かつ，決算書を作成していない場合にあっては，収入及び支出の分かる書類）

(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

注　１から５までは，補助に関する活動に係るものを記載すること。別紙１

計画書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 店舗等の名称 | | |  | | | |
| 店舗等の所在地 | | | 〒 | | | |
| 店舗等の種類 | | | 店舗　・　事務所　・　その他（　　　　　） | | | |
| 業種の分類  ※日本標準産業分類による業種を記入してください。 | | |  | | 記号・番号 | 項目名 |
| 大分類 |  | |  |
| 中分類 |  | |  |
| 小分類 |  | |  |
| 店舗等の営業時間 | | | 時　　分～　　　時　　分 | | | |
| 店舗等の事業内容  （取扱商品，サービス等） | | |  | | | |
| 補助対象経費に係る活動 | 内容 | 着手日 | 年　　　月　　　日 | | | |
| 完了予定日 | 年　　　月　　　日 | | | |
| 活動の内容 |  | | | |
| 補助対象経費 | | 円 | | | |
| 内訳  （補助対象経費の区分） | | 項目 | | 金額 | |
|  | | 円 | |
|  | | 円 | |
|  | | 円 | |
| 前年度までに受けた補助金の交付回数等  ※該当する回数を○で囲み，交付を受けたことがある場合は，その交付日を記載してください。 | | ・　受けていない | | | |
| ・　１回（　　　年　　月　　日） | | | |
| ・　２回（　　　年　　月　　日） | | | |

別紙２

　　年　　月　　日

認定特定創業支援等事業の支援状況報告書

水戸市長　　　　　　　様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名又は氏名

電話番号

産業競争力強化法第２条第29項第１号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを報告します。

支援を受けた認定特定創業支援等事業

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 |  |
| 事業者名 |  |
| 実施期間 |  |

水戸市記入欄

　　　上記報告のとおりであることを確認した。

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認　日 | 年　　　月　　　日 |
| 確認方法 |  |
| 確認創業支援等事業者名及び担当者名 |  |

　　　年　　　月　　　日

　担当者氏名

別紙３

　　年　　月　　日

市税の納付状況調査確認同意書

水戸市長　　　　　　　様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名又は氏名 　　　　　　印

生　年　月　日

電話番号

創業期支援補助金の交付の申請の審査に伴い市税の納付状況について調査確認されることに同意します。

注１　生年月日については，個人の場合に記載すること。

注２　創業期支援補助金の交付は，市税の完納が条件となっています。

水戸市記入欄

　申請者　　滞納なし

　 滞納あり　　市県民税　・　固定資産税　・　軽自動車税

　　国民健康保険税　・　その他（　　　　　　　）

　　年　　月　　日

収　税　課　長

様式第２号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

水戸市長　　　　　　　印

創業期支援補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった創業期支援補助金の交付については，下記のとおり決定したので，水戸市創業期支援補助金交付要項第７条の規定により通知します。

記

１　補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付条件

(1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市創業期支援補助金交付要項を遵守すること。

(2) 補助条件に違反した場合には,補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(3) 交付決定を受けた活動によって取得し，又は効用の増加した財産を注意をもって管理するとともに，補助金の交付の目的に沿って使用し，その効率的な運用を図らなければならない。

(4) 交付決定を受けた活動に係る帳簿及び証拠書類を，交付決定を受けた活動が完了した日の属する年度の次の年度から５年間保存しなくてはならない。

(5) 補助金の額は，水戸市創業期支援補助金交付要項第10条の規定により，交付決定を受けた活動の成果を調査し，適合すると認めるときに確定する。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

水戸市長　　　　　　　様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名又は氏名

電話番号

創業期支援補助金内容等変更等承認申請書

　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　号で交付の決定を受けた創業期支援補助金について，下記のとおり変更等をしたいので，水戸市創業期支援補助金交付要項第８条の規定により申請します。

記

１　変更等の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

　２　変更等の理由

３　添付書類

(1) 変更等の内容が確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

水戸市長　　　　　　　様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名又は氏名

電話番号

創業期支援補助金実績報告書

　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定を受けた創業期支援補助金については，　　年　　月　　日をもって交付決定を受けた活動が完了したので，水戸市創業期支援補助金交付要項第９条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　支出表（別紙）

２　添付書類

(1) 領収書，納品書，請求書，委託契約書その他の支払証拠書類等の写し

(2) 作成した成果物その他の交付決定を受けた活動の成果等が分かるもの

(3) 前２号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

別紙

支出表

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事 業 内 容 | 経費区分及  び事業経費 | 負 担 区 分 | | | 備　考 |
| 補助金  申請額 | 自　己  負担額 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　計 |  |  |  |  |  |

様式第５号（第10条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

水戸市長　　　　　　　　　印

創業期支援補助金額確定通知書

　年　　月　　日付けで実績報告のあった創業期支援補助金について，水戸市創業期支援補助金交付要項第10条の規定により，補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

　確定補助金額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第６号（第11条関係）

年　　月　　日

水戸市長　　　　　　　様

所在地又は住所

商号又は名称

　代表者氏名又は氏名

電話番号

創業期支援補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で確定通知を受けた創業期支援補助金について，交付を受けたいので，水戸市創業期支援補助金交付要項第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

１　補助金請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振　込　先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 名義人 |  |
| 口座の種類 | 当座　　　　　　普通　　　　　　その他（　　　　　） |
| 口座番号 |  |